

平成二十四年政令第十六号

復興特別所得税に関する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第七条第二項の規定を適用する場合について準用する。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二 法第十三条の二第二項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第五項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、第二項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

5 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

6 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五條の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

7 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第六十五條の五の三第一項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第十三条及び第一百三條の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（予定納税）

第四条 所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2 法第十六条第三項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）に一円未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一円とする。

一 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額

二 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

3 前項の規定の適用がある場合における法第十六条第三項の規定により納付があつたものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条 所得税法施行令第二百六十三条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三条第一項に規定する申告書と併せて提出する復興特別所得税申告書について準用する。

2 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第七項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第六条 所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八条第六項において準用する所得税法第三十五條第一項第二号（同法第六十六條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

3 所得税法施行令第二百六十六条の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所

得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六條の二第四項及び前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 所得税法施行令第二百六十六條の三（第三項及び第六項から第十項までを除く。）の規定は、法第十八条第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六條の三第四項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第五十一条の六第一項」と、同条第十一項中「所得税につき法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第二十条の二第六項において準用する法第五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「同項（同条第三項）」とあるのは「特別措置法第十八条第十項（申告による納付等）（同条第十一項）」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十三項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第十四項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「贈与の日」とあるのは「贈与の日」と、「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、「読み替えるものとする」。

6 第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六條の二第四項」とあるのは「第二百六十六條の三第十項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と読み替えるものとする。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第七條 法第十九条第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）及び第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「復興特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百六十七條 第一項第二号	法第三百三十八條第二項	第一項又は第三項若しくは第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百六十七條 第四項	法第三百三十八條第一項又は第三百三十九條第一項若しくは第二項	特別措置法第十九條第一項又は第三項若しくは第四項
第二百六十七條 第五項	第二百六十三條第二項本文	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第五條第一項（課税標準及び税額の申告）において準用する第二百六十三條第二項本文
第二百六十八條 第一項	法第三百三十八條第一項（源泉徴収税額等の還付）	特別措置法第十九條第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百六十八條 第一項第一号	法第二百二十條第二項各号（予納税額の意義）	特別措置法第十九條第三項又は第四項
第二百六十八條 第二項	法第三百三十九條第一項又は第二項（予納税額の還付）	特別措置法第十九條第三項又は第四項
第二百六十八條 第三項	法第三百三十八條第一項の規定による還付金と法第三百三十九條第一項又は第二項	特別措置法第十九條第一項の規定による還付金と同条第三項又は第四項
第二百六十八條 第三項第一号	法第三百三十八條第一項	特別措置法第十九條第一項
第二百六十八條 第三項第二号	法第三百三十九條第一項又は第二項	特別措置法第十九條第三項又は第四項
第二百六十九條 第二項	法第三百三十九條第一項（予納税額の還付）	特別措置法第十九條第三項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百六十九條 第三項	法第三百三十九條第三項若しくは第四百十條第一項	特別措置法第十九條第七項若しくは第二十三條第三項
第二百七十条	法第三百三十九條第三項に 法第三百三十九條第二項に	特別措置法第十九條第七項において準用する法第三百三十九條第三項に
第二百七十条 第一号	法第三百三十九條第二項（予納税額の還付）	特別措置法第十九條第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十条 第二号	法第三百三十九條第一項 法第三百三十九條第二項又は第四百十條第二項（更正等による予納税額の還付） 法第三百三十九條第一項又は第四百十條第一項	特別措置法第十九條第三項 特別措置法第十九條第四項又は第二十三條第三項 特別措置法第十九條第三項又は第二十三條第三項
第二百七十七條 第一項	法第二百二十條第一項第三号（確定所得申告） 同項第四号	特別措置法第十七條第一項第二号（課税標準及び税額の申告） 同項第三号

法第二百三十八條第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第二百三十九條第一項若しくは第二項（予納税額の還付）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十九條

第二百九十七條	法第七十三條第一項(退職所得の選択課税による還付)	特別措置法第十七條第六項(課税標準及び税額の申告)
第二百九十七條	法第七十三條第一項第三号	特別措置法第十七條第六項第三号
第三項	同條第二項	特別措置法第十九條第八項(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

2 第四條第二項及び第三項の規定は、法第十九條第六項(同條第十一項において準用する場合を含む。)の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。
(修正申告の特例)

第七條の二 所得税法施行令第二百七十三條の二(同令第二百九十三條において準用する場合を含む。)の規定は、法第二十條の二第六項において準用する所得税法第五十一條の六第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事由について準用する。
(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)

第八條 法第二十三條第一項、第三項又は第四項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七條及び第二百七十八條(これらの規定を同令第二百九十五條において準用する場合を含む。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百七十七條第一項	第二百六十八條	復興特別所得税に関する政令第七條第一項(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)において準用する第二百六十八條
第二百七十八條第一項	法第五十九條第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二十三條第一項(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)
第二百七十七條第三項	法第五十九條第一項	特別措置法第二十三條第一項
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項(更正等による予納税額の還付)	特別措置法第二十三條第四項(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項各号(確定所得申告)	特別措置法第二十三條第三項
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項(予納税額の還付)又は第六十條第二項	特別措置法第十九條第四項(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)又は第二十三條第四項
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項	特別措置法第十九條第三項又は第二十三條第三項
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項第一号	特別措置法第十七條第一項第二号
第二百七十八條第一項	法第六十條第二項第二号	同項第三号
第二百七十八條第一項	同項第四号	復興特別所得税に関する政令第七條第一項(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)において準用する第二百六十八條

第二百九十七條	法第六十條第一項又は第二項	特別措置法第二十三條第三項又は第四項
第二百九十七條	法第六十九條	同令第七條第一項において準用する第二百六十九條
第三項	法第六十條第一項	特別措置法第二十三條第三項

2 第四條第二項及び第三項の規定は、法第二十三條第六項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。
(課税標準の端数計算等)

第九條 第四條第二項及び第三項の規定は、法第二十四條第四項若しくは第五項(これらの規定を法第三十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定により按分された復興特別所得税の額又は法第二十五條第二項(法第三十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定により充があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。
(源泉徴収義務等)

第十條 法第二十八條第四項の規定により読み替えて適用される法第十七條第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四條の六の二第三項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額(法第二十八條第三項の規定により控除された金額又は法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。)とする。

2 法第二十八條第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九條の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項第一号に定める金額のうち第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四條の六の二第三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五條の十一の第九項各号及び第十四項並びに第二十六條の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一 租税特別措置法施行令第三條の二の二第四項の規定 租税特別措置法第六條第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二 租税特別措置法施行令第五條の二の三第一項の規定 租税特別措置法第九條の九第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同條第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八條の三第三項、第九條の二第二項又は第九條の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

三 租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項の規定 租税特別措置法第三十七條の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

三 租税特別措置法施行令第二十五條の十の十三第三項から第十五項まで及び第十七項の規定 租税特別措置法第三十七條の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき同法第三條の三第三項、第八條の三第三項、第九條の二第二項、第九條の三の二第一項又は第三十七條の十一の六第七項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

三の二 租税特別措置法施行令第二十五條の十三の八第二十二項及び第二十三項の規定 租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

特 税 租	号	第二項各号	第二十九号	第二十九号の十	第二十九号の十一	第五項第一号	第三百条第二項	第三百条第三項	第三百条第四項	第三百条第五項	第三百条第九項	第三百条第二項	第三百条第六項	第三百条第七項	第四百条の二	第九項の表	第二百五十
			法第百六十五条の六第二項に規定する	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百六十五条の六第二項													

別 置 法 施 行 令

八条第四項の項	第四条の二	第十二項	第四条の六	第二第三項	第一号	納付した所得	納付した所得
得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八條の四第三項第四号	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項第一号	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項第一号	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第三項第一号	納付した所得	納付した所得税及び復興特別所得税

第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	租税特別措置 法	特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	（租税特別措 置法	（特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	（租税特別措 置法	（特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	租税特別措置 法施行令（ 租税特別措 置法	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（ 措置法施行令）
第四條の六 の二第二十 三項の表第 二百一條の 二第二項の 項	租税特別措置 法施行令第四 條の六の二第 二十三項	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四條の六の二第二十三項
第四條の六 の二第二十 三項	同条第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第二項又は特別措置法第二十八條第三項
第四條の六 の二第二十 三項	所得税の額か ら同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第二項各号
第四條の六 の二第二十 三項	所得税の額か ら同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第二項各号
第四條の九 第十四項	第四條の九第 十四項	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の九第十四項
第四條の六 の二第二十 三項	同条第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第二項又は特別措置法第二十八條第三項

第四條の九 第二項各号	税率	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第九條の三の二第二項各号 税率に百分の百二・一を乗じて得た率
第四條の九 第三項	第二百十二條	第二百十二條及び特別措置法第二十八條第一項
第四條の九 第六項及び 第七項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税を 所得税の額
第四條の九 第八項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	受けた租税特 別措置法	受けた特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	「租税特別措 置法	「特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	租税特別措 置法	特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	租税特別措 置法	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	租税特別措 置法	特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	租税特別措 置法	復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四條の九 第九項の表 第九十九條 及び第九十 九條第二 項の項	租税特別措 置法	特別措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第十七条第二項各号	相当する金額	相当する金額及び当該株主等対象債還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第十七条第三項	による	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条第三項の規定により還付する復興特別所得税の額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例法第三条第二項の規定にかかわらず、零とする
第十七条第五項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書を併せて
第十七条第六項	第二十六条の十四	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令第十条第三項において準用する場合を含む。）
第二十條	所得税に	所得税及び復興特別所得税に
	は「	（一）とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二條第一項（
	第二十二條第一項（	（一）による申告書を」とあるのは「（一）による所得税の申告書と当該所得税に係る復興特別所得税の申告書を併せて」と、「とき」とあるのは「とき、又は対象源泉徴収特別税額（同項に規定する対象源泉徴収特別税額をいう。以下この条において同じ。）のうち特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとき」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「明細書を」とあるのは「明細書を、その徴収された事実の説明となるべき総務省令、財務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」とあるのは「額又は対象源泉徴収特別税額で」と、「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の」と、「届出書」とあるのは「届出書又は当該対象源泉徴収特別税額の納付の日、その納付された対象源泉徴収特別税額その他必要な事項を記載した届出書」と、同条第三項中
	同条第三項中	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えられた外国居住者等所得相互免除法第二十二條第一項第二号」と、「金額」とあるのは「所得税の額又は当該所得税の額に係る対象源泉徴収特別税額」と、「同条第二項」とあるのは「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えられた外国居住者等所得相互免除法第二十二條第二項
第二十二條	所得税に	所得税及び復興特別所得税に
	項第二号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えられた外国居住者等所得相互免除法第二十二條第一項第二号」と、「金額」とあるのは「所得税の額又は当該所得税の額に係る対象源泉徴収特別税額」と、「同条第二項」とあるのは「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えられた外国居住者等所得相互免除法第二十二條第二項

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律施行令（昭和三十六年）

第二条	同法	外国居住者等所得相互免除法
第三条第一項	読み替える	「第二十二條第二項」とあるのは「第二十五條において準用する外国居住者等所得相互免除法第二十二條第二項」と読み替える
第三条第二項	所得税の還付	所得税及び復興特別所得税の還付
第三条第三項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書を併せて
第三条第四項	租税特別措置法	平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法
第三条第五項	所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
第三条第六項	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
第三条第七項	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
第三条第八項	相当する金額	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第三条第九項	所得税の額は	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額は
第三条第十項	所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
第三条第十一項	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
第三条第十二項	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
第三条第十三項	相当する金額	相当する金額及び当該株主等債還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第三条第十四項	による	によるものとし、当該外国人に対して同条第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、前項の規定にかかわらず、零とする
第三条第十五項	により計算した金額	により計算した還付する所得税の額
第三条第十六項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書を併せて
第三条第十七項	第二十六条の十四	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十条第三項において準用する場合を含む。）
第四条の三	法第五条の二	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十三條第一項の規定により読み替えられた法第七条の二の二第五項に規定する徴収された所得税の額のうち条の二の二第五項に規定する徴収された所得税の額のうちとし、同条第五項に規定する徴収された復興特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該百分の二十を乗じて計算した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額とする
第四條の三	還付請求書	所得税の還付請求書
第五項	これを	これと当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事

号七十九第令政年十四和昭（令行施税法人法）		号三十六百三第令政年九成平（令行施律法る）	
第四百十九 条第三項の 表第二項の 項	第四百十九 条第二項 の二第一項	第四百十九 条第一項各 額	係る所得税の 額
第四百十九 条第二項第一 号	復興特別所得税に 関する政令第十三 条第一項（復興特 別所得税に係る所 得税法施行令等の 適用の特例）の規 定により読み替 えて適用される第 百四十九条第二項 第一号	東日本大震災から の復興のための施 策を実施するために 必要 な財源の確保に關 する特別措置法（以 下「特別措置法」と いう。）第三十三 条第一項（復興特 別所得税に係る所 得税法の適用の特 例等）の規定によ り読み替えて適用 される法第六十 九条の二第一項	係る所得税及び復 興特別所得税の額 の合計額

十二成平（令行施税法人法方地）		第四百十九 条第三項の 表第三項の 項	第四百十九 条第二項第一 号	第六十九 条の二第一 項（法）	第六十九 条の二第一 項（法）	係る所得税の 額	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項
第四百十九 条第二項第 一號	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	係る所得税及び 復興特別所得税 の額の合計額	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項	特別措置法第三 十三条第一項（ 復興特別所得税 に係る所得税法 施行令等の適用 の特例）の規定 により読み替 えて適用される 法第六十九 条の二第一項

昭和二十五年法律第三十七号（相統税法） 第六百三十九号

第三十五号 第四項第一	第十四条第三項	納税猶予分の所得税額並びに同法	納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
（の規定）	同条第一項 第三百三十七條の三第十五項 なつた同条第四項	納税猶予分の所得税額を	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び同号ロにおいて同じ。）を
（の規定及び特別措置法第二十条の二第四項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税法第五十一	所得税法第三百三十七條の二第一項 第三百三十七條の三第十五項（特別措置法第十八条第九項及び第十項において準用する場合を含む。同号ロにおいて同じ。） なつた所得税法第三百三十七條の三第四項	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び同号ロにおいて同じ。）を	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法

昭和二十五年法律第三十七号（相統税法） 第六百三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年）第七十九号	相統税法施行令（昭和二十五年）第七十一号	第三十五号	第三十五号	第三十五号	第三十五号	第三十五号
第七條の十 九第二項	第三條第二項	第三十五號	第三十五號	第三十五號	第三十五號	第三十五號
控除限度額（ 控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）	相統等納税猶予分の所得税額	所得税額	（の規定）	の規定	（の規定）	条の五第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定 （特別措置法第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定 以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第二十条の二第六項において準用する所得税法第五十一条の六第一項の規定 （特別措置法第二十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定

令第三十九条の百十六及び第三十九条の百十七の改正規定、同令第三十九条の百十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の百十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百十九の改正規定（同条第十二項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の改正規定、同章第二十八節の節名の改正規定、同令第三十九条の百二十の二の改正規定、同令第三十九条の百二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の四から第三十九条の百二十の六までの改正規定、同令第三十九条の百二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の八の改正規定（同条第十項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の九の改正規定並びに同令第四十六条の二十八を同令第四十六条の二十九とし、同令第四十六条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十五条の規定、平成三十年四月一日

附則（平成三〇年三月三十一日政令第一四九号）

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第二十五条の十三の八第二十一項）を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。平成三十年四月一日
- 二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定、平成三十一年一月一日

附則（平成三〇年四月十八日政令第二六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則（平成三一年三月二十九日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 目次の改正規定（第三百十九條の十二）を「第三百十九條の十二」に改める部分に限る。、第二百十八條第一項の改正規定、第二百二十條の二の改正規定、第二百六十二條第三項ただし書の改正規定、第二百九十二條の六の二第一項の改正規定、第三百條の改正規定、第三百六條の二の改正規定、第三百十九條の五の改正規定、第三百十九條の六（見出しを含む。）の改正規定、第三百十九條の七第二項の改正規定、第三百十九條の八の改正規定、第三百十九條の九を削る改正規定、第三百十九條の十の改正規定、同条を第三百十九條の九とする改正規定、第三百十九條の十一の改正規定（「応じ」を「応じ」に改める部分を除く。）、同条を第三百十九條の十とする改正規定、第三百十九條の十二の改正規定、同条を第三百十九條の十一とする改正規定、第三百十九條の十三（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第三百十九條の十二とする改正規定並びに附則第八條及び第九條（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（「第五号」を「第六号」に改める部分に限る。）を除く。）の規定、令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二十九日政令第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中法人税法施行令第四百八条第一項の改正規定、同令第五百五十五条の三十六第一項の改正規定、同令第五百五十五条の四十三第二項第八号の改正規定及び同令第二百一十二条第二項の改正規定並びに附則第十五条の規定、令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二十九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令第四条の十の改正規定、同令第四条の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五条の十の第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六条の二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第三十九条の十八第十五項」を「第三十九条の十八第十九項」に、「第三十九条の二十の七第六項」を「第三十九条の二十の七第九項」に、「第三十九条の百八第十五項」を「第三十九条の百八第十九項」に、「第三十九条の百二十の七第六項」を「第三十九条の百二十の七第九項」に改める部分に限る。）を除く。）の規定、令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二十九日政令第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月二日政令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二十六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日政令第一五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日政令第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の改正規定、令和五年四月一日
 - 二 第十三条第三項第二号の改正規定、令和六年一月一日
- 附則（令和六年三月三十一日政令第一五六号）抄**
- この政令は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第二十五条の十七第三十三項）を「第二十五条の十七第三十九項」に改

める部分に限る。)は、公益信託に関する法律(令和六年法律第
する。

号)の施行の日から施行
